

低炭素社会の実現に向けた取組について
～ 森林・林業分野を中心に ～

平成20年11月
農林水産省

森林・林業行政の展開(概算要求を中心に)

緑の社会資本(森林)を求める国民のために

国民ニーズに応えた森林の整備・保全の実施

国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等、森林の有する様々な機能に対する国民ニーズを踏まえ、森林の整備・保全を実施。特に、森林吸収源対策として、平成19年度からの6年間で33.0万haの間伐を推進。

国民運動の展開

幅広い国民の理解と協力の下で森林づくりに取り組むため、民間企業やNPO等の協力も得ながら、森林の整備・保全、担い手・地域づくりなどの取組を進める「美しい森林(もり)づくり推進国民運動」を展開するとともに、森林ボランティア活動への情報提供や活動支援などを実施。また、この一環として、木材利用を積極的に進めることを通じて循環型社会を作り出すための「木づかい運動」を展開。

新たな森林経営政策の確立に向けた対策

主伐期の到来を見据え、主伐収入と低コスト造林・保育等により、森林資源を循環利用できるビジネスモデルを構築し、森林資源の整備・活用を推進。

国有林野の改革に向けた取組

人工林の整備等の業務を独立行政法人に移管した上で特別会計を廃止し、治山事業等の国民の安全・安心に関する業務等は一般会計の下で国が直接行うことにより、より効率的かつ安定的な管理経営を実現し、「国民の森林」として、国土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の公益的機能の維持増進をより一層推進。

低炭素社会という新しいライフスタイルを求める国民のために

山村再生支援センターの創設

山村が有する環境、教育、健康面の機能に着目し、企業と山村との協定による化石資源から木質バイオマス資源への転換による二酸化炭素排出削減の取組、新しい環境ビジネスや健康・教育関連産業を山村に定着させる取組を推進。

木材利用に係る「見える化」の取組

木材の利用を通じた低炭素型の消費行動を喚起するため、木材製品中の炭素固定量、その利用がどの程度森林整備に貢献するか等、木材利用に係る環境貢献度の「見える化」の取組を推進。

木質バイオマスの新たな利用技術の開発・普及

林地残材等の未利用森林資源活用のため、化石資源に代替する木質チップ・ペレット等としての利用拡大や、先進的な技術による木質からのエネルギーやマテリアルの製造システムの構築(例:「木質バイオマスからの新たなエタノール製造システム」、「木質バイオマスからのナノカーボン製造システム」等)を通じ、新たなビジネスを創出し、地域の活性化を促進するとともに、低炭素社会の実現に貢献。

木づかいカーボンプラットフォーム減税(税制要望)

「税制のグリーン化」を踏まえ、炭素固定に資する木材利用に対する優遇措置として、建築資材に木材を利用した場合、所得税が軽減されるよう要望。

暮らしの安全・安心を求める国民のために

地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

大規模な山地災害発生時における国有林組織を活用した専門家の派遣や民有林直轄治山事業など機動的かつ集中的な緊急対策の実施や、住民参加型の先駆的な減災対策等を推進。

花粉症対策の加速化

花粉症患者の多い首都圏等に花粉を飛散させているスギ林の伐採を促進するとともに、花粉の出ない品種などの開発、苗木の供給を加速化。

森林病虫害・鳥獣害の防止や生物多様性の保全

森林病虫害・鳥獣害防止に向けて、松くい虫の防除、野生鳥獣被害防止施設の設置等を実施。また、生物多様性の保全に向けて、原生的な森林生態系や貴重な野生動植物の生息・生育する森林の保全管理、野生鳥獣の生息環境に配慮した環境整備等を推進。

木のぬくもりを求める国民のために

国際的な資源獲得競争に対応した木材産業構造の確立

ロシアが丸太輸出禁止の方向へ動くなど、外材をめぐる国際情勢が一般と不透明さを増す中、国民生活に密着する「住」を支える木材の安定供給を確保するため、従来、外材を原料としていた製材工場等での国産材利用への転換や地域の中小製材工場と中核工場の連携による加工流通体制の構築を推進し、「住」の面での安心を確保。

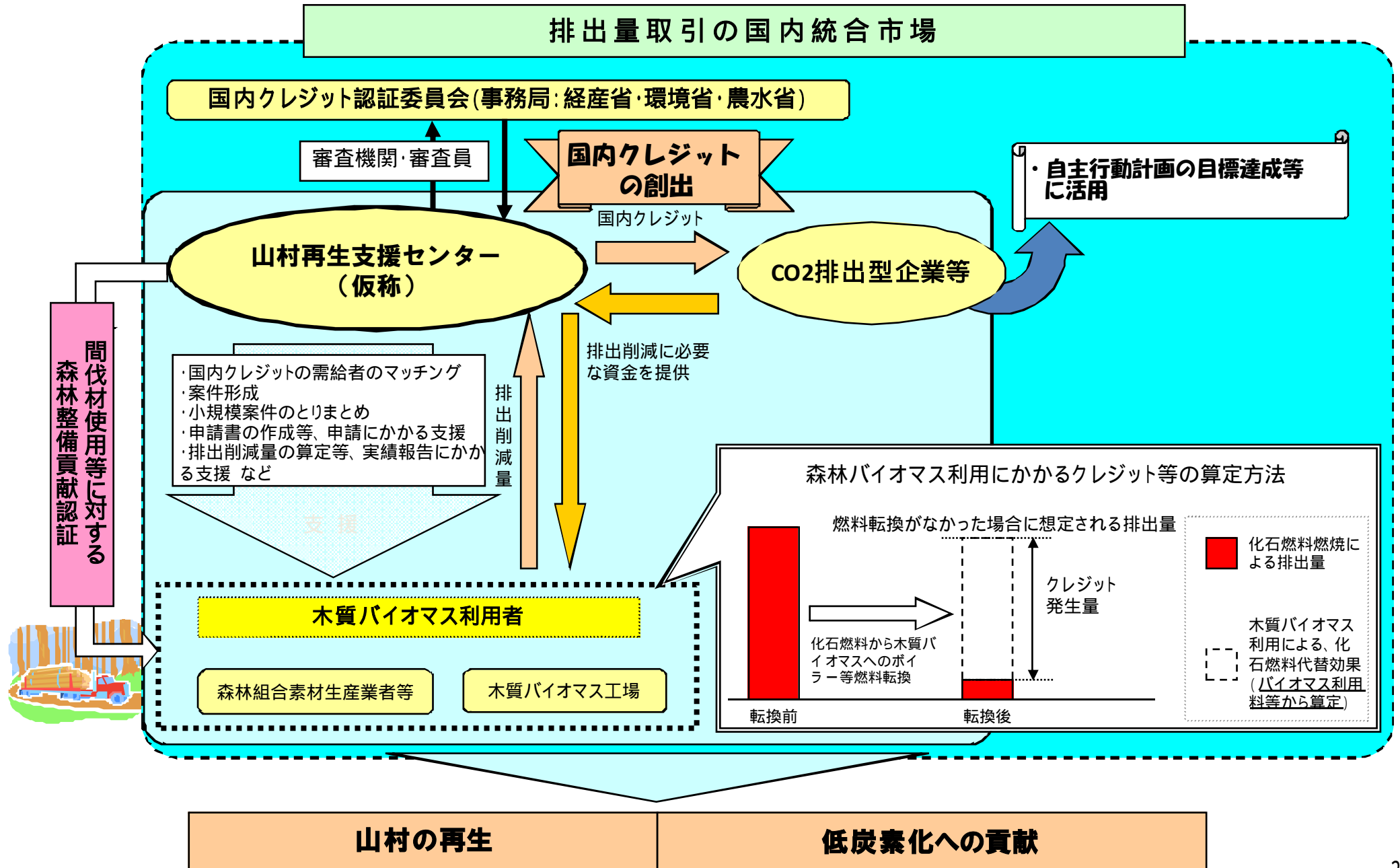
消費者に安全・安心を与える「顔の見える木材での家づくり」

地域の森林所有者、製材工場、工務店が一体となり、森林見学ツアーを実施するなど消費者(施主)のニーズに対応しながら地域材を活用した家づくりを行う「顔の見える木材での家づくり」活動を実施。

地域材で住宅を建てたい方に対する情報提供の充実

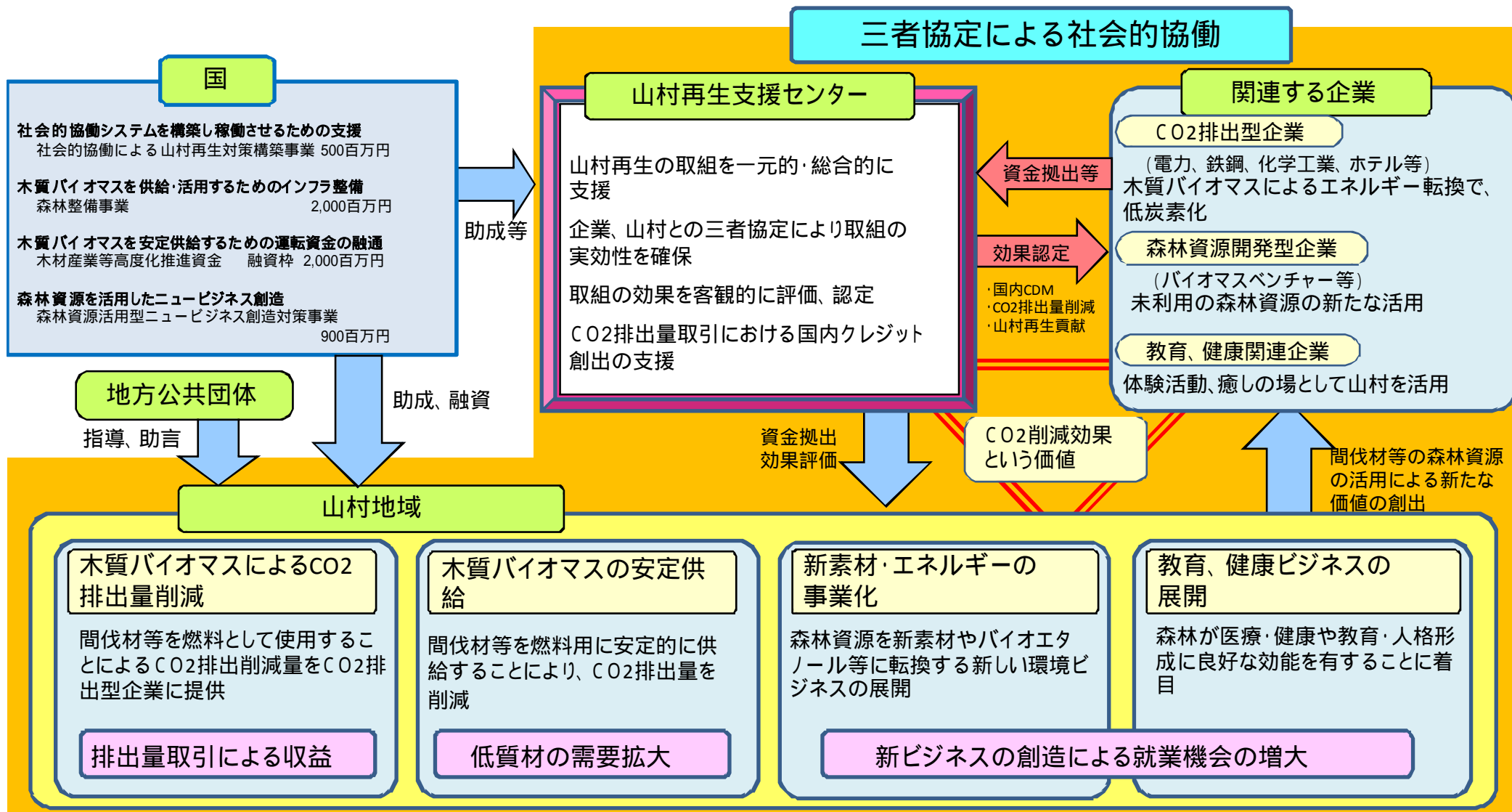
地域材で住宅を建てたい方がワンストップで必要な情報を得ることができるよう「地域材住宅づくり情報」のデータベース化を推進。

森林バイオマス利用にかかる国内クレジットの創出について



山村再生支援センターの創設(案)

～ 社会的協働による山村再生対策の構築～



山村固有の資源が有する環境、教育、健康面の機能を有効活用

→ 低炭素化への貢献 / 山村の再生

農林水産分野における省CO2効果の「見える化」

目的

農林水産業関係者の温室効果ガス排出削減の努力、木材製品の利用による炭素貯蔵効果、バイオマスの化石資源代替効果等を消費者に示すことで、地球温暖化対策に貢献する農林水産業の振興に資する化石資源等CO2排出型資源からバイオマスへの転換の加速化に資する温室効果ガスの排出を国民が認識し、省CO2型の生活を選択することに資する

農林水産分野における省CO2効果の「見える化」の展開方向、具体化に向けた課題等の検討

食農審・林政審・水政審地球環境小委員会合同会議等で、農林水産分野の省CO2効果の「見える化」の展開方向、具体化に向けた課題等の検討を進め、平成21年3月までに検討結果をとりまとめる。

この検討と並行して、もしくは、検討結果を踏まえて、以下のとおりさらに品目別に詳細な検討を実施

農水産物

農水産物については、省エネルギー型の生産技術体系への転換等省CO2効果の高い取組により生産されたものについて、消費者の選択に資するよう表示のあり方を検討。



CO₂排出量を削減した生産方法なのね!



省CO₂効果の高い取組による生産



木材・木質バイオマス

木材・木質バイオマスについては、木材製品の利用による炭素貯蔵効果を示すなど、省CO2効果の「見える化」に向けた表示のあり方を検討。

木材1m³あたり、概ね0.23tの炭素を固定



食品産業

食品産業分野については、事業者によるCO2排出・削減の「見える化」のあり方を検討。

木質ペレット10kg袋
灯油代替量4.6リットル
11.5kgCO₂削減



低炭素社会に貢献するための木材利用の「見える化」について

木材は、再生可能でカーボンニュートラルな資源であるとともに加工等に必要なエネルギーも低い「環境に優しい」資材であり、その利用を通じて「低炭素社会」の構築に大きく貢献することが可能。

このような他の材料には見られない特性を生かし、木材、とりわけ国産材の利用に係る省CO2効果などの環境貢献を、具体的な数値データをもって評価し、広く国民に普及すること（「見える化」）が、木材の需要拡大の観点からも重要。

このため、省エネ資材としての効果等についての「見える化」について検討。

具体的には、以下の3つの効果について「見える化」を検討。

省エネ効果

炭素貯蔵効果

間伐材製品利用による林地の間伐への貢献効果

省エネ効果に関する「見える化」の具体的な評価方法（産地別）

- 省エネ効果の見える化は、木材のライフサイクル（LCA）に基づき、以下の3つの段階で評価を行う。
- ① 伐採・加工段階：伐採時のエネルギー消費、加工時のエネルギー消費を評価する。
- ② 輸送段階：木材の輸送距離と輸送手段によるエネルギー消費を評価する。
- ③ 利用段階：木材が利用される際のエネルギー消費を評価する。

伐採・加工段階におけるエネルギー消費

伐採 → 運搬 → 加工 → 出荷

① 伐採：伐採機、トラックのエネルギー消費
② 運搬：トラックのエネルギー消費
③ 加工：製材機、乾燥機、塗料のエネルギー消費

輸送段階におけるエネルギー消費

④ 輸送：トラックのエネルギー消費

⑤ 利用：建物のエネルギー消費

炭素貯蔵効果に関する「見える化」の具体的な評価方法

- 炭素貯蔵効果の見える化は、木材の炭素貯蔵量を評価する。
- 炭素貯蔵量は、木材の体積と炭素貯蔵係数を乗じて算出する。

炭素貯蔵量 = 木質部重量 × 0.6

① 木材の炭素貯蔵量は、木材の体積と炭素貯蔵係数を乗じて算出する。

| 木材種別 | 炭素貯蔵係数 (kg/m³) |
|------|----------------|
| 杉 | 400 |
| ヒノキ | 350 |
| スギ | 300 |
| 材木 | 250 |
| 集成材 | 200 |
| 合板 | 150 |
| 繊維板 | 100 |

② 炭素貯蔵量は、木材の体積と炭素貯蔵係数を乗じて算出する。

例：杉材 100m³ の場合
炭素貯蔵量 = 100m³ × 400kg/m³ = 40,000kg

間伐材製品の利用に関する「見える化」の具体的な評価方法

- 間伐材製品の利用による林地の間伐への貢献効果の見える化は、木材の炭素貯蔵量を評価する。
- 間伐材製品の炭素貯蔵量は、木材の体積と炭素貯蔵係数を乗じて算出する。

間伐材製品の炭素貯蔵量 = 木材の体積 × 炭素貯蔵係数

① 間伐材製品の炭素貯蔵量は、木材の体積と炭素貯蔵係数を乗じて算出する。

例：間伐材製品 100m³ の場合
炭素貯蔵量 = 100m³ × 200kg/m³ = 20,000kg

② 間伐材製品の炭素貯蔵量は、木材の体積と炭素貯蔵係数を乗じて算出する。

例：間伐材製品 100m³ の場合
炭素貯蔵量 = 100m³ × 200kg/m³ = 20,000kg

排出量取引試行協議会のご案内

平成 20 年 11 月
試行排出量取引スキーム運営事務局

目 的

本協議会は「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」(平成 20 年 10 月 21 日地球温暖化対策推進本部決定)(以下、「試行的実施」)に関し、普及、課題の抽出、情報交換等を行う(同日付で設立)。

想定協議会構成メンバー

- ・ 試行的実施への参加(目標設定、取引参加)企業など(中堅、中小企業を含む)。
参加企業は自動的にメンバーとなる。
- ・ 東京証券取引所、東京工業品取引所 等

参加費は無料

活 動

- ・ 年 1 回 ~ 2 回程度の開催を想定
- ・ 官民共同で事務局機能を担当(政府：内閣官房、経済産業省及び環境省。
民間：日本経済団体連合会及び日本商工会議所。)

上記をご理解頂き、排出量取引試行協議会に参加を希望される方は、以下を F A X 又は E-mail にてご連絡下さい。

参加希望者

| | |
|-------------------|---|
| 法人名 | |
| 所属業種・業界団体(ご記入は任意) | |
| 連絡先 | (住所) (TEL) (FAX) (E-mail) (連絡担当者) |

連絡先

経済産業省産業技術環境局環境経済手法担当参事官付 担当：辻上、高岡
住所：東京都千代田区霞が関 1-3-1
TEL：03-3501-1511 (内線)3521~ 3523 FAX：03-3501-7697
E-mail：shikou-2008@meti.go.jp

国内クレジット推進協議会のご案内

平成 20 年 11 月

国内クレジット推進協議会事務局

設立趣旨（設立趣意書より要約抜粋）

経済産業省では、民間、特に大企業の資金・技術を活用し、中小企業の排出削減を進める仕組みとして、いわば「国内CDM」とも言える国内クレジット制度の構築を進めております。

本制度は、国内の自助努力による排出削減の仕組みの一つであり、かつ中小企業と大企業が手を携えて我が国全体の課題に取り組むものです。また、本制度はベースライン&クレジット方式による日本版の国内排出量取引として、世界にも発信できる制度と言えます。

本協議会は、本制度の社会的認知度を高め、制度普及に向けた取り組みを大幅に加速することに貢献するため、本制度の普及を目的として、産業界の発意のもと設立されたものであります。

役員構成

| | | |
|----|-------|------------------------|
| 会長 | 岡村 正 | （日本商工会議所 会頭） |
| 代表 | 中村 利雄 | （日本商工会議所 専務理事） |
| | 小島 康壽 | （株式会社 日本政策投資銀行 常務執行役員） |

会員数 174 者（地方自治体含む） 2008 年 11 月 11 日 現在

活動内容

- ・協議会開催（総会(兼 第 1 回)～第 3 回 開催済み。)
- ・制度の普及促進活動（主要都市でのセミナー開催、地球温暖化関連イベント等での PR 活動、会員企業の国内クレジット推進ビジネスデータベースの作成と紹介）
- ・ホームページの開設運用 <http://www.jcdm.org/>

入会方法

（次ページ掲載。詳細は本協議会ホームページ参照）

－連絡先－

国内クレジット推進協議会 事務局

財団法人 日本経済研究所 担当：五十嵐、萩原、横山、永島
住所：東京都 千代田区神田駿河台 3-3-4 駿河台セントビル
TEL：03-5280-6291/03-5280-6273
fax：03-5280-6112
E-mail：info@jcdm.org

国内クレジット推進協議会 入会方法について

入会申込みにあたって

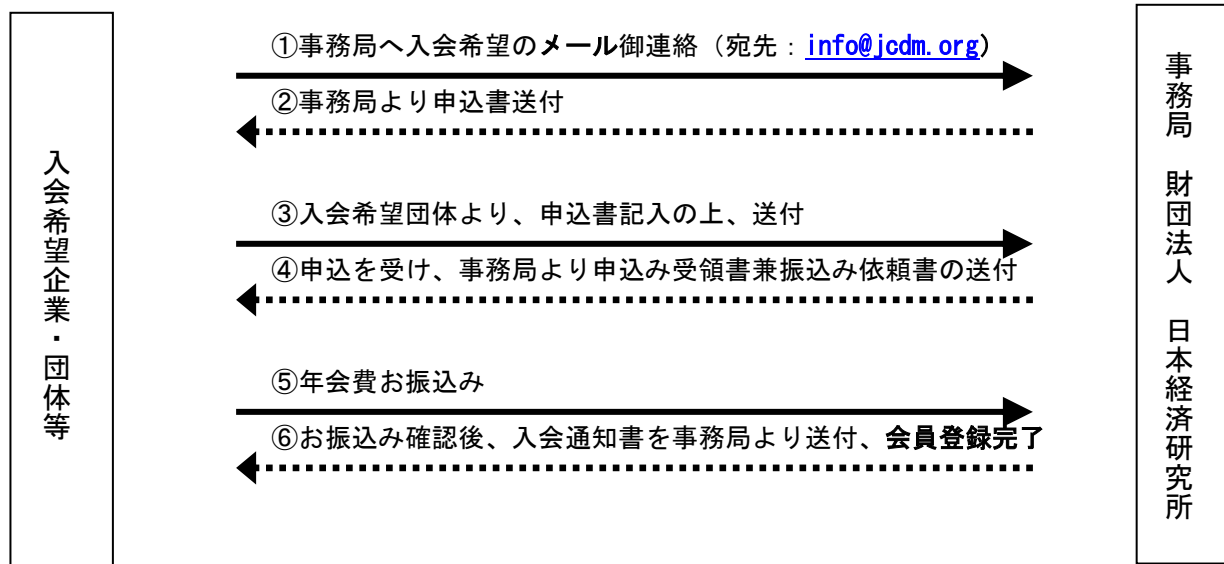
申込みにあたっては、下記の添付書類を国内クレジット推進協議会ホームページ(<http://www.jcdm.org/>)にてご確認ください。

- ・ 協議会設立趣意書
- ・ 協議会規約
- ・ 年会費の支払い及び管理のあり方に関する細則
- ・ 協議会活動内容

入会申込み方法

当協議会の趣旨に賛同いただき入会を希望される企業・団体等は、下記の事務局メールアドレスに「国内クレジット推進協議会入会希望」と題し、御連絡先下さい。追って事務局より、入会申込書をメールにて送付いたします。その後、下記の流れで手続をとらせていただきます。

【会員受付の流れ】



申し込み年月日 平成 年 月 日

国内クレジット推進協議会 入会申込書

国内クレジット推進協議会 事務局 行

このたび、貴協議会の趣旨に賛同し加入したく、以下のとおり申し込みます。

(フリガナ)
企業・団体名 _____
〒 _____
所在地 _____
(フリガナ)
代表者名 _____

協議会ご担当者
部署・役職 _____
(フリガナ)
氏名 _____

事務連絡ご担当者
部署・役職 _____
(フリガナ)
氏名 _____
〒 _____
住所 _____
電話番号 _____
FAX 番号 _____
E-mail _____

中小企業基本法による中小企業者に該当 する ・ しない (どちらかに○をお付け下さい)

会費の年額は中小企業者1万円/社、その他の企業・団体等は10万円/社、自治体は無料となっております。中小企業者に該当する場合は、会社概要等、中小企業者であるということが判る書類を添付の上、申込書をご返信下さい。(中小企業の定義は別添をご参考下さい。)

-
- ※事務局からの御連絡、発送物は原則として「事務連絡ご担当者」の方に送付させていただきます。
※ご記入いただいた連絡先等につきましては、協議会に係わる事項の連絡の際に使用し、協議会以外の目的では使用しません。
※会員が以下の事由に該当した場合は、代表は当該会員を強制的に退会させることができます。
ア 当該会員が暴力団等反社会的勢力であると判明したとき。
イ 当該会員が、協議会活動の場において、また協議会の名の下に脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき。もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて協議会の信用を毀損し、または協議会の活動を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由により、代表が当該会員を退会させることを決定したとき。